

試験規程(成績評価基準)

1. 試験

定期試験は各科目終了時に行う。

(1) 試験方法

筆記試験、実技試験あるいは、レポート提出などの方法がある。

(2) 受験資格

当該授業科目を3分の2以上履修した者は受験資格がある。

- ①遅刻・早退3回をもって1回の欠課とする。
- ②忌引、公欠は必ず「公欠届」を提出（緊急の場合は電話連絡し、事後に書類を提出）し、許可を得なければならない。届出のない者については欠席とする。忌引、公欠は出席すべき時間数からは除外する。
- ③忌引、公欠のためといえども当該科目の全授業・演習・実習時数の2分の1を出席しなければ、受験資格を失う。

<事例>

当該科目の全授業時数	15
忌引、公欠の時数	5
出席すべき授業時数	10
欠席時数	3
出席時数	7

この場合の欠席時数は、出席すべき時数の3分の1以上ではないが、実際の出席時数が全授業時数の2分の1に達していないので受験資格を失う。

- ④試験は、筆記試験は勿論、レポート提出、実技試験を含む。誤って受験資格を失った者が受験した場合は無効となる。

(3) 試験に関する注意事項

- ①試験開始後、20分以上遅刻した者は、受験資格がない。以後の入室を禁じる。
- ②試験開始後、30分を経過しないと退室

できない。

- ③不正行為に関しては厳重に処罰する。
- ④指定のない限り、机上には筆記用具、消しゴム、定規以外のものを置かない。
- ⑤机の中には本、ノート、その他のものを一切入れない。荷物は鞆に入れ、足元に置くこと。また、携帯電話の電源は切り、時計のかわりに使用しないこと。
- ⑥試験中の消しゴムなど文具の貸し借りは、一切禁ずる。
- ⑦試験終了後も許可があるまで、教室への入室を禁ずる。
- ⑧途中退出者は受験中の学生の邪魔にならない場所へ移動すること。
- ⑨席順は特定の指定がない限り、黒板に向かって右端から出席番号順に着席のこと。

(4) 不正行為

受験中不正行為をした者は、当該学期の受講全科目の単位を無効とし、さらに学則により停学、または退学処分となることがある。

- ①不正行為には、持込禁止のテキスト・ノートを見る、カンニングペーパーや携帯電話の所持、机に書く、筆箱等を書いておく等、さらに他人に聞こえるような発言等、受験の良識を伴わない行為を指し、公正を乱す一切の行為を含む。
- ②不正行為の認定は試験監督が行う。レポートについては担当講師が行う。
- ③不正行為のあった場合は、運営会議の審議を経て、学校長がその処理、処分を決定し、本人に通告する。

(5) 追試験

病気その他正当な理由により、当該試験に欠席したときは、その届（診断書、第三者証明書）があり、かつ学校長から正当な理

由として認められた場合に限り、追試験を行う。追試験を受けようとする者は、翌登校日に「追再試験受験願」を提出する。追試験の成績は素点の80%を評価点とする。

(6) 再試験

定期試験において、試験成績が不合格（60点未満）であった科目については再試験を行う。再試験を受けようとする者は、本人に通告した日から原則として2日以内に「追再試験受験願」を提出しなければならない。

①試験成績とは、試験の成績、平常の学習状況、出席状況等を総合した学習の評価を指す。

②再試験においても筆記試験、レポートの提出、実技試験等のあることは本試験と同様である。

③再試験の場合の学習評価は、素点が60点を越えた評価点は60点とする。再試験は1回限りとし、再試験においても60点未満の場合は、その科目の単位は認定しない。

④公欠により再試験を欠席したものに限り再度再試験を実施する。

(7) 再試験の受験料

再試験を受験する者は、1科目につき受験料の1,000円を添え、所定の届出をし、学校長の許可を得なければならない。届出には印鑑を必要とする。

2. レポートの提出について

(1)定められた提出期限は提出者も受取者も厳格に守る。定められた期限を経過したものは受理しない。

(2)レポートの提出先は別途定める。

(3)本試験がレポートによる場合、定められた期限内に提出しなかった場合は試験放棄とみなす。ただし、定められた期限内に正当な理由により、期限内に提出できない旨の届（診

断書、その他の理由書。電話にて連絡も可）がある場合は試験放棄とはみなさない。

3. 学習の評価

(1)原則として学習の評価は、試験の成績、平常の学習状況、出席状況等を総合して、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とする。

(2)可以上の評価を与えられたものに、単位を認定する。

(3)学習の評価基準は、以下のよう定める。

(a) 素点 70%

(定期試験・小テスト・実習実技・レポートを含む)

(b) 出席評価点 20%

(c) 平常評価点 10%

(レポート、授業態度、ノート等)

(4)海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下のとおりである。

①(1)の評語を持って表した評価を5段階評価(A、B、C、D、E)に置き換え、その評価を4から0までの点数(GP: Grade Point Total)に置き換える。

②置き換えた点数(GP)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛け合わせた数の総和(GP: Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

【4段階評価】

評価	評語
80点以上	優
70点～79点	良
60点～69点	可
59点以下	不可

↓ 置き換え

【5段階評価】

評価	評語	Grade Point
90点以上	A	4
80点～89点	B	3
70点～79点	C	2
60点～69点	D	1
59点以下	E	0

<計算例>

各授業科目で得たGPと当該授業科目の単位を乗じた合計が40であり、各授業科目の総単位数が20の場合、GPAは2.00となる。

4. 通年科目の学習の評価

- (1) 通年科目とは、2期あるいは2期以上にわたる科目をいう。
- (2) 学習の評価は各期毎に行い、算術平均をもって科目の評価とする(算術平均の少数位は四捨五入する)。

5. その他

成績評価については、学科内規に詳細を定める。

6. 看護学科臨地実習規程(抜粋)

- (1) 各臨地実習を履修する際の倫理的配慮に関しては「臨地実習における倫理的配慮に関する規程」に定める。
- (2) 看護学科について各臨地実習を履修するためには、原則として以下の科目履修条件を満たしていなければならない。

実習科目	履修のために必要な単位修得
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ
小児看護学実習 母性看護学実習 成人看護学実習Ⅱ、Ⅲ 精神看護学実習	2年次までのすべての看護学実習を修得していること
在宅看護論実習 統合看護実習	上記すべての単位修得していること

但し、特記すべき事項がある場合は別途検討する。

(3) 未認定科目と臨地実習

- ① 科目の単位が未認定で、臨地実習に必要な知識や技術の修得の程度が極めて低いと判断された者については、患者の権利の保障や医療安全面等から臨地実習が認められない場合がある。この場合は当該実習の単位は未認定となる。
- ② この決定は履修認定会議で行う。

(4) 追臨地実習

- ① 病気その他の正当な理由により、臨地実習を3分の1以上欠席した場合は、その届出がある場合に限り、追臨地実習を行うことができる。
- ② 追臨地実習を希望する者は欠席後最初に登校した日から原則として2日以内に追実習願(様式12)を提出しなければならない。
- ③ 追臨地実習は原則として長期休暇中(春・夏のみ)に行い、各休暇1科目とする。

(5) 再臨地実習

- ① 実習評価が60点に達しない場合は、履修認定委員会の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、一回にかぎり再臨地実習を行うことができる。
- ② 前項の規定により再臨地実習を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2日以内に再臨地実習願(様式12)を提出しなければならない。
- ③ 再臨地実習の成績は合格点に達した場合は素点によらずすべて60点とする。
- ④ 再臨地実習は原則として長期休暇中(春・夏のみ)に行い、各休暇1科目とする。